

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（353）」
2. 日時：平成29年9月15日 10時00分～12時20分
3. 場所：原子力規制庁 19階資料学習室
4. 出席者  
原子力規制庁：  
（新基準適合性審査チーム）  
義崎管理官補佐、角谷安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 プラント管理グループマネージャー  
（他4名）

#### 5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』のうち「1.0 重大事故等対策における共通事項」について、提出資料を用いて説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

#### <添付資料 1.0.3 予備品等の確保及び保管場所について>

- 予備品等の保管場所を示した図に、RHR海水ポンプの配置場所を記載すること。

#### <添付資料 1.0.4 復旧作業に必要な資機材及び外部からの支援について>

- 事故後7日間の対応において、燃料の必要量を算出する際に用いている燃料消費率について整理して提示すること。
- 資機材のうち消耗品について、技術的能力に係る審査基準における（3）支援に係る要求事項への適合状況を整理して提示すること。
- 放射線防護資機材等の運搬に使用するバックパックについて、復旧作業に必要な資機材であるならば、添付 1.0.4 資機材と整合させること。
- 放射線防護具の配備数における7日目以降の交代要員分の確保について、外部支援を期待する方針であるなら、その旨記載を追加すること。
- 放射線防護資機材だけでなく、耐薬品装備についても復旧作業に必要な資機材であるならば、添付 1.0.4 資機材と整合させること。

#### <添付資料 1.0.12 福島第一原子力発電所の事故教訓を踏まえた対応について>

- 各事故調報告書から課題を抽出したプロセスは、組織として取り組んでいた

ことが分かるよう整理して提示すること。

<添付資料 1.0.13 災害対策要員の作業時における装備について>

- 放射線防護具の選定フローについて、フロー最後段にタイベックを着用するとの記載がないことが適当か確認した上で、フローの流れ方向を整理して提示すること。
- 放射線防護具類を着用した状態での作業時間の評価において、評価した作業の代表性について整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について